

事 務 連 絡  
令和 8 年 1 月 16 日

各 都道府県

子どものための教育・保育給付御担当者 様

こども家庭庁成育局保育政策課  
公定価格担当室

子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金の交付申請について

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記補助金については、令和 7 年 12 月 5 日付け事務連絡にてお知らせしていたところですが、今般、庁内手続きを終え別添要綱を施行しましたので、「子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金庫補助について」（令和 8 年 1 月 9 日付こ成保第 664 号こども家庭庁長官通知）を発出いたします。また、「令和 6 年能登半島地震により被災した教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の減免事業の実施について」（令和 6 年 6 月 28 日付こ成保第 6 4 8 号こども家庭庁成育局長通知）において別途定めることとされている標記補助金の交付申請、変更交付申請、事業計画、実績報告書の提出の締切日については、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知の上、貴管内市区町村への周知及び期限内の交付申請を御依頼いただきますようお願いいたします。

記

- 「子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金交付要綱」の 3 の「別に定める日」については令和 7 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までとする。
- 「子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金交付要綱」の 6 の「別に定める日」は、令和 8 年 1 月 22 日とする。なお、同要綱 7 の変更交付申請については、予定していないため、該当のある市区町村においては 6 の交付申請において遺漏なく対応すること。
- 「子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金交付要綱」の 9 の概算払については、予定していないため、精算払を基本とする。
- 「令和 6 年能登半島地震により被災した教育・給付認定保護者に係る利用者負担額の減免事業実施要綱」の第 4 の「別に定める期日」は、令和 8 年 1 月 22 日とする。

【担 当】こども家庭庁成育局保育政策課  
公定価格担当室給付第二係  
T E L 03-6858-0127  
E-mail:kouteikakaku.kyuufu2@cfa.go.jp

令和7年度補正予算案 0.7億円

### 事業の目的

- 保育所等を利用する教育・保育給付認定保護者等が被災により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、市町村の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、これによる市町村の負担を軽減するため、国による財政支援を行う。

### 事業の概要

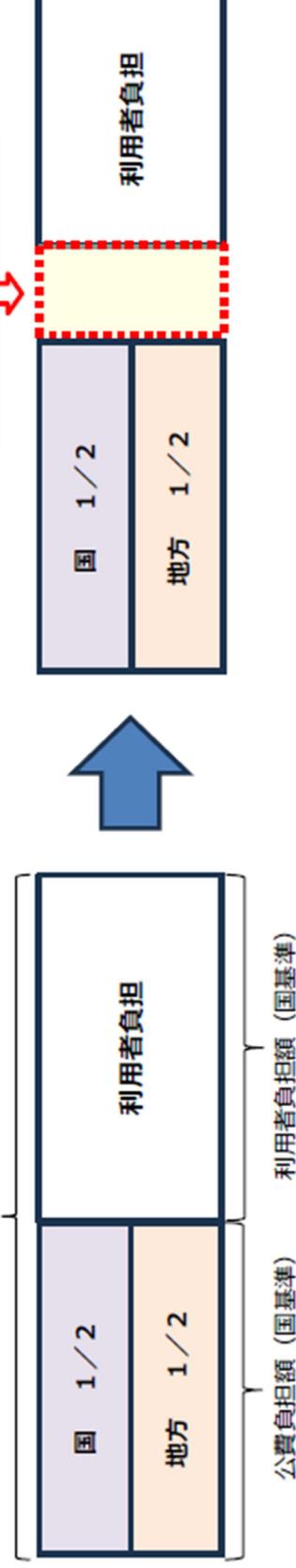
事業内容：令和6年能登半島地震による災害の被災者に対し、市町村が特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について補助を行う。

対象者：令和6年能登半島地震による災害により被災した者（令和7年1月1日～令和7年9月30日）

実施主体：市町村（本事業の対象者が居住する市町村に限る。）

### 【事業イメージ】

費用総額（児童一人当たり単価）



公費負担額（国基準） 利用者負担額（国基準）

補助率：定額（10/10相当）